

建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領

1 目的

建設現場を働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置を本要領により試行する。

2 対象工事

島根県土木部（建築住宅課を除く）及び農林水産部が所管する建設工事のうち、受注者から快適トイレの設置希望の協議があった工事を対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
- (2) 主たる工種が屋外作業でない工事
- (3) 工事準備・後片付け期間を除く純工期が1ヶ月未満の工事

3 快適トイレの仕様（別紙－1参照）

本要領での快適トイレは、「(1) 快適トイレに求める標準仕様」と「(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品」に示す項目を全て満たすものとする。

なお、「(3) 推奨する仕様、付属品」は、装備していればより快適に使用できると考えられる項目であり、任意とする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付の洗面台

⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【任意】

⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）

⑬ 擬音装置

⑭ フィッティングボード

⑮ フラッパー機能の多重化

⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備

⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

4 実施方法

- (1) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合には、当初施工計画書作成前に、工事打合せ簿により監督職員と協議を行うものとする。
- (2) 受注者は、当初施工計画書提出に併せて、様式-1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、カタログ、パンフレット等の資料とともに、工事打合せ簿により監督職員に提出するものとする。
- (3) 監督職員は、提出された資料及び「快適トイレチェックシート」により、仕様の確認を行うものとする。また、快適トイレが現地に設置された後、現場（やむを得ない場合は机上）において、仕様を確認した快適トイレが設置されているかチェックを行うものとする。
- (4) 受注者は、当該工事における快適トイレの設置費用が確定後、速やかに発注者へ工事打合せ簿により協議するものとする。
- (5) 発注者は、(4)で提出されて資料を確認の上、「5 積算方法」に基づき設計変更するものとする。

5 積算方法 (別紙-2 参照)

(1) 島根県土木部(建築住宅課を除く)及び農林水産部が所管する工事

ア 快適トイレの設置費用は、設計変更で計上するものとし、その費用は共通仮設費の営繕費に積上計上する。

イ 快適トイレの設置費用は、57,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、設置基数については、現場毎に必要性を協議の上、決定するものとする。

※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から 10,000 円/基・月(従来型トイレ)を減じた額。

ウ ハウス型等の男女別のトイレが一体型となっており、男女別の入り口になっている場合には、入り口別に 57,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、設置基数については、現場毎に必要性を協議の上、決定するものとする。

※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から 10,000 円/基・月(従来型トイレ)を減じた額。

エ 運搬、設置、撤去に要する費用は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。

オ 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率分)の対象とすることができる。

なお、この場合、他の費用も含め、現場環境改善費率から計算される額を上限額とする。

カ 設計変更に用いる期間は、快適トイレを実際に設置した期間とし、リース会社からの領収書、伝票等で確認すること。

なお、計上数量は小数点 2 位以下切り捨て 1 位止めとする。

6 その他

- (1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。
- (2) この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。
- (3) 快適トイレの導入にあたっては、別紙-3に記載される事項について可能な限り配慮すること。

附 則

(施行期日)

本試行要領は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

(施行期日)

本試行要領は、令和2年10月1日から施行する。

(施行期日)

本試行要領は、令和3年5月1日から施行する。

(施行期日)

本試行要領は、令和7年5月1日から施行する。

(施行期日)

本試行要領は、令和8年5月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。

快適トイレのイメージ

快適トイレの標準仕様

(1) トイレに求める機能

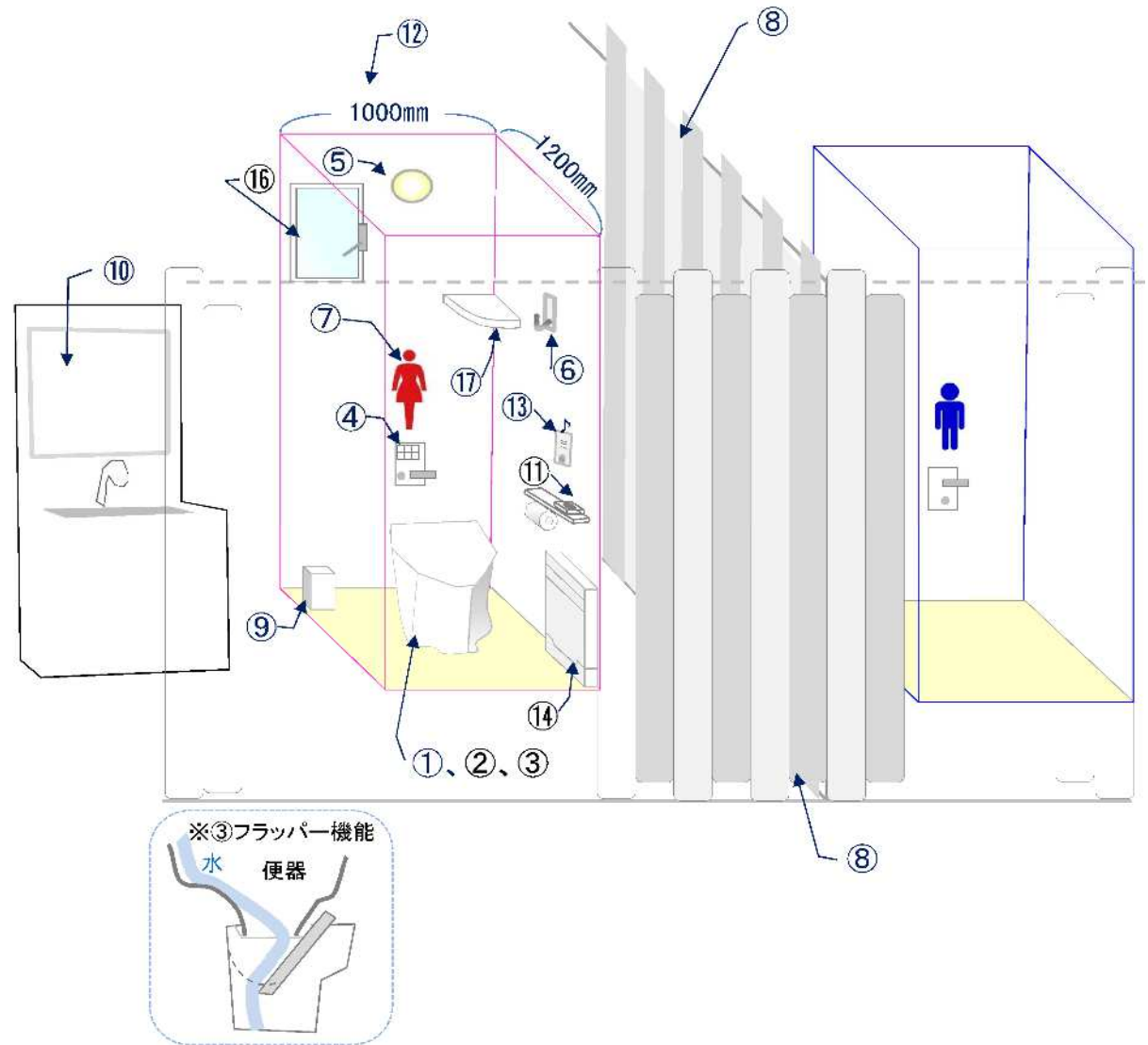
- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能
（耐荷重5kg以上）

(2) 付属品として備えるもの

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付の洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ フィットティングボード
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）



積算で計上する費用の算出方法について

1. 共通仮設費の営繕費に積上計上する快適トイレの設置にかかる費用の算出例を以下に示す。

(1) 島根県土木部（建築住宅課を除く）及び農林水産部が所管する工事

積算上の差額が57,000円以上

実際に導入した快適トイレ費用	75,000 円/基・月の場合		
積算上の差額	75,000 円/基・月	-	10,000 円/基・月 = 65,000 円/基・月
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	57,000 円/基・月		
現場環境改善費（率計上）の対象となる費用	65,000 円/基・月	-	57,000 円/基・月 = 8,000 円/基・月

積算上の差額が57,000円未満

実際に導入した快適トイレ費用	42,000 円/基・月の場合		
積算上の差額	42,000 円/基・月	-	10,000 円/基・月 = 32,000 円/基・月
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	32,000 円/基・月		
現場環境改善費（率計上）の対象となる費用	0 円/基・月		

積算上の差額が114,000円以上（男女別一体型_ハウス型_入り口2箇所）

実際に導入した快適トイレ費用	180,000 円/基・月の場合		
積算上の差額	180,000 円/基・月	-	20,000 円/基・月 = 160,000 円/基・月
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	114,000 円/基・月		
現場環境改善費の対象となる費用	160,000 円/基・月	-	114,000 円/基・月 = 46,000 円/基・月

積算上の差額が114,000円未満（男女別一体型_ハウス型_入り口2箇所）

実際に導入した快適トイレ費用	105,000 円/基・月の場合		
積算上の差額	105,000 円/基・月	-	20,000 円/基・月 = 85,000 円/基・月
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	85,000 円/基・月		
現場環境改善費の対象となる費用	0 円/基・月		

2. 留意事項

(1) 「実際に導入した快適トイレ費用」の算出

- 見積書等に記載されている賃貸料金が、日当りの場合、月当りの金額に換算(×30日)して積算に使用すること。
- 見積書等に賃貸料金とは別に、基本料金、補償金の記載がある場合、基本料金、補償金は月当りの金額に換算し、賃貸料金に加えて積算に使用すること。

【計算例】

- ・ 基本料金、補償金が1式当りの場合
基本料金または補償金(1式当り) / 快適トイレ設置月数 = 基本料金または補償金(月当り)
- ・ 基本料金、補償金が1日当りの場合
基本料金または補償金(1日当り) × 30日 = 基本料金または補償金(月当り)
- ・ 実際に導入した快適トイレ費用
賃貸料金(月当り) + 基本料金(月当り) + 補償金(月当り)

= 実際に導入した快適トイレ費用(月当り)

快適トイレの導入にあたっての配慮事項について

快適トイレを導入する際は、(1)～(7)に可能な限り配慮すること。

(1) 全 般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等、動線の配慮をする

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面を向くことのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

(5) 照 明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

(6) 室 温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

(7) 性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する

快適トイレ チェックシート

所管事務所名			
工事名			
受注者名			
工事期間	自	令和 年 月 日	
	至	令和 年 月 日	
快適トイレ設置予定期間	自	令和 年 月 日	
	至	令和 年 月 日	
	期間	月	…A
レンタル会社名			
メーカー名			
製品名 (型式)			
快適トイレ設置概算費用 (見積)	設置基数	基	…B
	設置費用計	円	…C
	1基当り月額費用	#DIV/0! 円/基・月	…D=C/(A*B)

快適トイレ仕様の確認		受注者確認	発注者確認	
		提出時 日付 /	書類確認 日付 /	現地確認 日付 /
(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】				
①	洋式便座			
②	水洗機能 (簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)			
③	臭い逆流防止機能 (フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること)			
④	容易に開かない施錠機能 (二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)			
⑤	照明設備 (電源がなくても良いもの)			
⑥	衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重 5 kg以上)			
(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】				
⑦	現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示			
⑧	周囲からトイレの入口が直接見えない工夫			
⑨	サニタリーボックス (女性専用トイレに限る)			
⑩	鏡付の洗面台			
⑪	便座除菌シート等の衛生用品			
(3) 推奨する仕様、付属品【任意】				
⑫	室内寸法900×900mm以上 (半畳程度以上)			
⑬	擬音装置			
⑭	フィッティングボード			
⑮	フラッパー機能の多重化			
⑯	窓など室内温度の調整が可能な設備			
⑰	小物置き場等 (トイレットペーパー予備置き場)			

※ 必要事項を記入し、カタログ、パンフレット等の資料とともに、工事打合せ簿により監督員に提出すること。

※ 監督員は、提出された資料及び本シートにより、現場 (やむを得ない場合は机上) にてチェックを行うこと。